

2022年12月7日

第27回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社MTG

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.mtg.gr.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第2回新株予約権
発行決議日			2016年9月13日
新株予約権の数			1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 12株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 11,110円 (1株当たり 926円)
権利行使期間			2018年10月1日から 2026年8月31日まで
行使の条件			(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 12,000株 保有者 1人
		社外取締役	—
	取締役 (監査等委員)		—

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除く）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではありません。
2. 2018年2月17日付で行った1株を12株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

①名称 P w C 京都監査法人

②報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、会計監査人の独立性その他の適格性に問題があると認められる場合、その他必要があると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の概要は、次のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針>

【基本方針の決議の内容】

当社は、企業理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として以下の基本方針に従って内部統制システムを構築することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

また、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを図り、常に実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」等に則り、法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範を遵守した事業活動をするために、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、ガイドライン等の作成、社内全体のコンプライアンス教育、関連部門及び社員への指導及び助言等の取組みを行う。
- ② 当社は、内部通報制度の導入によって、違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築する。
- ③ 当社は、内部監査室を設置し、監査等委員会、会計監査人とも連携し、内部監査を独立の立場で実施する。また、随時、問題点や今後の課題等を代表取締役社長に報告する体制を整備する。
- ④ 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理する。
- ② 取締役、監査等委員会及び内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント規程」等に則り、リスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置する。
- ② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスクマネジメントの見直しを行う。また、これらの活動は定期的に取り締役会等に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については、事前に経営会議等で方針の審議を行う。
- ② 当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、部門長がその責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

信頼性のある財務報告を重視し、「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価、改善を継続的に行う。

6. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」等に則り、関係会社における経営上の重要な決定事項は当社の取締役会において報告及び決議する。
- ② 当社は、内部統制の構築を行い、内部統制に関する協議、情報の共有等が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ 内部監査室は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該

使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当該使用人を、内部監査室に所属する使用人とする。監査等委員会は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令は受けないものとする。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び人事本部は、当該使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保する。
- ③ 当該使用人については、監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、公益通報者保護法に基づき、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。また、各種会議への監査等委員の出席を確保する等、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- ② 監査等委員会の職務執行について生じる費用については当社が負担する。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「コンプライアンス憲章」等の社内規程を制定し、取締役及び使用人が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。
- ② 「コンプライアンス規程」等に則り、グループ全体のコンプライアンス活動を統括する機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、年間活動計画の策定を行っております。また、コンプライアンス体制の実効性を上げるための方針や施策等を立案し、実行しております。
- ③ 取締役（グループ会社を含む）は、就任時に、コンプライアンス経営に関する誓約書にて善管注意義務及び忠実義務等を約しております。また、使用人に対しては、適宜コンプライアンスに関する研修等を実施し、業務を行ううえで必要な知識を習得する機会を提供しております。
- ④ 取締役会における社外取締役の構成比を3分の1以上とし、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。また、社外取締役を委員長とし、かつ、委員の過半数を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名・報酬の決定に関するプロセスの客観性と透明性を確保しております。
- ⑤ 「関係会社管理規程」において関係会社管理の基準を定め、グループ会社に徹底するとともに、グループ会社との間で適切な情報伝達等を行っております。また、「職務権限規程」に則り、経営上の重要な事項は、当社の取締役会にて決議しております。
- ⑥ 内部通報制度を導入し、グループ内における法令・定款・諸規程の違反に対する自浄作用の向上を図っております。内部通報窓口は、社内相談員による社内窓口と、弁護士事務所に委託した社外窓口を設けており、匿名での通報も可能となっております。通報のうち、

役員に関する通報に関しては、監査等委員が対応する仕組みとなっております。また、これらの内部通報に関する仕組みの実効性を担保するため、通報に関する秘密保持を徹底し、通報者が、通報したことを理由に、解雇・解任その他のいかなる不利な取り扱いも受けることのないよう「内部通報規程」等を制定し、グループ内へ周知しております。

- ⑦ 反社会的勢力に関しては、取締役及び使用人に対し、就任もしくは入社時に、反社会的勢力排除条項を含む誓約書の提出を義務づけております。また、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、取引先の属性調査等の取り組みにより、反社会的勢力との一切の関係遮断を図っております。
- ⑧ 監査等委員及び内部監査室は、期首計画に基づく又は臨時の監査を実施している他、監査の計画若しくは監査結果の概要については取締役会で報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」等に則り、各種議事録並びに取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を文書にて保存しており、取締役、監査等委員会及び内部監査室が、必要に応じて閲覧できるよう管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」等に則り、グループ全体のリスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、ERM（全社的リスクマネジメント）の体制を推進しており、個別重要なリスクを識別し、通期のリスクマネジメント活動を管理するとともに、リスクの状況に応じて分科会を開催しております。また、「危機対応組織マニュアル」に従い、危機情報の収集、伝達及び適切に対応できる体制を構築・運用しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」等に則り、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜開催しております。取締役会上程議案のうち、経営上重要な事項については、事前に審議を行うことで、迅速な意思決定を図っております。また、日常的な業務執行に関与することがない社外取締役等に対して、事前説明を行い、十分な検討の期間を設けるこ

とで、取締役会における活発な議論を促進しております。

- ② 取締役及び使用人は、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等に則り、その職責に応じた責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行っております。

- 5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、業務執行取締役及びその他使用人からの独立性を担保するため、業務執行取締役から命令を受けない内部監査室員から選定しております。当該使用人の任命・異動・評価等に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とし、当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。以上により、当該使用人は、監査等委員の監査等業務に必要な情報の収集又は資料作成等を補助する他、監査等委員会の運営事務局の業務を行っております。

- 6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員が出席する取締役会及びその他会議等において、取締役及び使用人は職務に応じ報告する他、監査等委員会の求めに応じ監査等委員会に出席する等して適宜報告しております。内部通報制度を通じ監査等委員会に報告したことを理由に不利な取り扱いを受けないことは「内部通報規程」で定めており、その情報はコンプライアンス委員会及びその事務局で管理しております。

- 7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務執行により生じる費用は当社が負担する定めに従い、費用は全て当社が負担しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	16,615	15,418	6,859	△904	37,989
会計方針の変更による累積的影響額			△38		△38
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,615	15,418	6,821	△904	37,951
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	156	156			312
剰余金の配当			△390		△390
親会社株主に帰属する当期純利益			2,685		2,685
自己株式の取得				△0	△0
資本移動に伴う持分の變動		578			578
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	156	734	2,294	△0	3,185
当 期 末 残 高	16,772	16,153	9,116	△904	41,137

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	184	△125	59	3	102	38,154
会計方針の変更による累積的影響額						△38
会計方針の変更を反映した当期首残高	184	△125	59	3	102	38,116
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						312
剰余金の配当						△390
親会社株主に帰属する当期純利益						2,685
自己株式の取得						△0
資本移動に伴う持分の變動						578
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△129	△221	△351	—	334	△16
当期変動額合計	△129	△221	△351	—	334	3,169
当 期 末 残 高	54	△346	△292	3	436	41,285

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 22社
- ・連結子会社の名称 株式会社ブレイズ
株式会社Bnext
株式会社MTGプロフェッショナル
株式会社ポジティブサイコロジースクール
株式会社MTGメディサービス
株式会社MTG Ventures
五島の椿株式会社
一般社団法人木春会
株式会社MTG FORMAVITA
株式会社EVERING
株式会社M'sエージェンシー
MTGV投資事業有限責任組合
Central Japan Seed Fund 投資事業有限責任組合
愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司（略称：MTG深圳）
愛姆緹姫（上海）商貿有限公司（略称：MTG上海）
愛姆緹姫股份有限公司（略称：MTG台湾）
MTG PACIFIC PTE. LTD.（略称：MTGパシフィック）
MTG USA, INC.（略称：MTG USA）
MTG KOREA Co.,Ltd（略称：MTG KOREA）
McLEAR LIMITED（略称：マクレアUK）
MTG UK CO. LTD.（略称：MTG UK）
MTG EUROPE B. V.（略称：MTG EUROPE）

②連結の範囲の変更

当連結会計年度において、2022年6月16日に新たにCentral Japan Seed Fund 投資事業有限責任組合を設立したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社MTGメディカルは、2021年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司	12月31日（注1）
愛姆緹姫（上海）商貿有限公司	12月31日（注1）
愛姆緹姫股份有限公司	12月31日（注1）
MTG PACIFIC PTE. LTD.	12月31日（注1）
MTGV投資事業有限責任組合	6月30日（注2）
Central Japan Seed Fund 投資事業有限責任組合	6月30日（注2）
McLEAR LIMITED	7月31日（注3）

（注1）連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

（注2）連結計算書類の作成にあたっては、2022年6月30日現在の計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（注3）連結計算書類の作成にあたっては、2022年7月31日現在の計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。但し、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ. 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

ホ. 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度において翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品及び製品の販売

当社及び連結子会社は、主に美容健康機器及び化粧品の製造販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に引渡す一時点において商品及び製品に対する支配が顧客へ移転すると判断しているため、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、当社及び連結子会社は、収益を認識するにあたり、財又はサー

ビスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ロ. 延長保証サービスの提供

当社及び連結子会社は、主に商品及び製品に関する延長保証サービスを提供しており、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたってサービスを提供する履行義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、延長保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、商品及び製品とサービスを一体として顧客に販売している場合には、それぞれを別個の履行義務として取り扱い、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

取引の対価は、主に前受にて受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財

又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

物品の販売による顧客への他社ポイント付与に伴う当社グループの負担額及びリテールストア事業における販売代理店に対する販売奨励金について、従来は「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、収益より控除する方法に変更しております。また、当社グループ製品の延長保証サービスについて、従来は製品の販売時に収益を認識しておりましたが、当該サービスを製品の販売とは別個の履行義務として識別し、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」「ポイント引当金」及び売掛金から控除していたリベートについては、返金負債及び契約負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示することとしました。また、新たに返品資産を「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、ポイント引当金は126百万円減少、返品調整引当金は539百万円減少、返品資産は286百万円増加、返金負債は752百万円増加、契約負債は189百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は481百万円減少、売上原価は46百万円増加、販売費及び一般管理費は493百万円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は38百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から

適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	9,654
原材料及び貯蔵品	1,414

(※)当連結会計年度における棚卸資産評価損の金額は△785百万円（△は戻入額）となります。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算出方法

当社グループは、営業循環過程から外れた棚卸資産について、一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げています。一定の回転期間は、棚卸資産の種類毎に過去12か月の販売実績により算定された平均的な払出見込に基づき、期末時点の棚卸資産の将来の滞留見込期間を算定し、これらの滞留見込期間に応じて定期的に簿価を切下げる方法を採用しております。

また、個別に販売可能性が低下していると判断した商品については、帳簿価額を処分見込額まで切下げております。

ロ. 金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループの棚卸資産の評価金額の算出方法は、棚卸資産の種類毎の過去12か月の販売実績に基づき期末の棚卸資産の将来の滞留見込期間を見積もる方法であり、当該方法は過去12か月の販売実績に基づく趨勢が将来も継続し、将来の販売見込みを適切に反映するという仮定に基づいております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、その見積額の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,923

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算出方法

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。なお、当社グループは過去及び直近の業績実績及び将来の見通しに基づき、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を計上しております。

ロ. 金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっての、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額は、適切な権限を有する機関の承認を得た事業計画を基礎とした業績予測に基づき行っております。当該業績予測の検討においては、販売戦略や技術開発を考慮した将来の部門別の売上予測（販売数量及び平均販売単価を含む）や営業利益率などの仮定を使用しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況に加え、他の将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,932百万円

(2) 保証債務

次の会社について、リース会社からのリース債務に対し債務保証を行っております。

株Kiralala	52百万円
計	52百万円

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,150百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,150百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
スポーツジム事業 (店舗用資産)	建物及び構築物、工 具、器具及び備品	東京都渋谷区他	200
リテールストア事業 (店舗用資産)	建物及び構築物、工 具、器具及び備品	東京都大田区他	91
グローバル事業 (店舗用資産)	工具、器具及び備品	中国上海市他	2
合計			294

(減損損失を認識するに至った経緯)

営業活動から生ずる損益において、継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みがある資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは原則として、店舗用資産については店舗ごとを基本単位とした資産のグルーピングを行っており、事業用資産については事業区分を基に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。本社等の独立してキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値を比較し、主として使用価値を適用しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて金額を算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

(2) 受取損害賠償金

特別利益に計上されている受取損害賠償金は、不正競争防止法に基づく和解金294百万円、特許権侵害に基づく損害賠償金138百万円及び仕入部品の品質不良による賠償金4百万円を計上しております。

(3) リコール関連費用

当社グループが販売いたしました岩盤足浴「足の助」「新・足の助」「元祖・足の助」において、側面ヒーターが発熱し、発煙にいたる恐れがあることが判明したため、全製造ロットを回収することといたしました。当該リコールにかかる費用として、149百万円を計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 40,082,288株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年11月22日 臨時取締役会	普通株式	390百万円	10円00銭	2021年 9月30日	2021年 12月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年11月21日 定時取締役会	普通株式	利益 剰余金	393百万円	10円00銭	2022年 9月30日	2022年 12月23日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,089,420株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。また、資金調達については事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。すなわち、主要な取引先の与信限度額を設定し、その状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金を目的としたものであります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④信用リスクの集中

当期の連結決算日現在において、特定顧客に対し営業債権の10%を超える信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,622百万円）は、「①投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
①投資有価証券	51	51	—
②長期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金を含む）	(92)	(92)	(0)

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	51	—	—	51

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	92	—	92

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							合計
	ダイレ クトマ ーケ ィン グ事 業	プロ フェ ッシ ョナ ル 事 業	リテ ール ストア 事 業	グロ ー バル 事 業	スマ ート リン グ 事 業	スポ ーツ ジ ム 事 業	その 他 事 業 (注1)	
ReFaブランド	13,288	8,351	7,079	897	—	0	4	29,621
SIXPADブランド	8,869	1,814	3,241	103	—	1,318	0	15,348
その他(注2)	687	775	381	886	186	0	1,096	4,013
顧客との契約か ら生じる収益	22,846	10,941	10,702	1,887	186	1,318	1,101	48,984
外部顧客への売 上高	22,846	10,941	10,702	1,887	186	1,318	1,101	48,984

(注1) 「その他事業」は、EV車両を中心とした自動車販売を含んでおります。

(注2) 「その他」は、Styleブランド、NEWPEACEブランド等を含んでおりま
す。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり
であります。

(3) 連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	73	37
売掛金	4,221	4,800
契約負債	164	190

(注) 契約負債は、主に商品故障時の修理代や代替品への交換といった保証(延長保証)や当社グループが付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表において、契約負債は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	16
1年超2年以内	36
2年超3年以内	36
3年超4年以内	35
4年超5年以内	20
合計	147

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,036円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68円50銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年11月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度に関する議案を2022年12月22日開催予定の第27回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することを決議いたしました。

(1) 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2017年3月24日開催の臨時株主総会において、当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬額は年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内とします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、当該効力発生日以降の分割比率・併合比率等に応じて、当該総数は、必要に応じて合理的な範囲で調整されるものとします。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき当

社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という）、本制度により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」という）に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

株主資本等変動計算書

（2021年10月1日から
2022年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	16,615	8,696	6,725	15,421	4,523	4,523	△904	35,656
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△38	△38		△38
会計方針の変更を 反映した当期首残高	16,615	8,696	6,725	15,421	4,484	4,484	△904	35,618
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	156	156		156				312
剰 余 金 の 配 当					△390	△390		△390
当 期 純 利 益					2,222	2,222		2,222

自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	156	156	—	156	1,831	1,831	△0	2,143
当期末残高	16,772	8,853	6,725	15,578	6,316	6,316	△904	37,762

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	143	143	3	35,803
会計方針の変更による 累積的影響額				△38
会計方針の変更を 反映した当期首残高	143	143	3	35,765
当期変動額				
新株の発行				312
剰余金の配当				△390
当期純利益				2,222
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△95	△95	—	△95
当期変動額合計	△95	△95	—	2,048
当期末残高	47	47	3	37,813

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. 投資事業組合への出資

当社の子会社に該当する投資事業責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

④株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度において翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品及び製品の販売

当社は、主に美容健康機器及び化粧品の製造販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に引渡す一時点において商品及び製品に対する支配が顧客へ移転すると判断しているため、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、当社は、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②延長保証サービスの提供

当社は、主に商品及び製品に関する延長保証サービスを提供しており、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたってサービスを提供する履行義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、延長保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、商品及び製品とサービスを一体として顧客に販売している場合には、それぞれを別個の履行義務として取り扱い、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

取引の対価は、主に前受にて受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

物品の販売による顧客への他社ポイント付与に伴う当社の負担額及びリテールストア事業における販売代理店に対する販売奨励金について、従来は「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、収益より控除する方法に変更しております。また、当社製品の延長保証サービスについて、従来は製品の販売時に収益を認識しておりましたが、当該サービスを製品の販売とは別個の履行義務として識別し、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」「ポイント引当金」及び売掛金から控除していたリベートについては、返金負債及び契約負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、ポイント引当金は125百万円減少、返品調整引当金は539百万円減少、返品資産は286百万円増加、返金負債は752百万円増加、契約負債は189百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は481百万円減少、売上原価は46百万円増加、販売費及び一般管理費は493百万円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ34百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は38百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	8,442
原材料及び貯蔵品	1,406

(※)当事業年度における棚卸資産評価損の金額は△534百万円（△は戻入額）となります。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 棚卸資産の評価 ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	1,814

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産 ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,682百万円

(2) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し保証を行っております。

MTG上海	32百万円
MTG USA	23百万円
計	56百万円

また、次の会社について、リース会社からのリース債務に対し債務保証を行っております。

(株)Kirala	52百万円
計	52百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	493百万円
長期金銭債権	126百万円
短期金銭債務	915百万円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,100百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,100百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,020百万円

仕入高 85百万円

販売費及び一般管理費 7,787百万円

営業取引以外の取引高 100百万円

(2) 受取損害賠償金

特別利益に計上されている受取損害賠償金は、不正競争防止法に基づく和解金294百万円、特許権侵害に基づく損害賠償金138百万円を計上しております。

(3) リコール関連費用

当社が販売いたしました岩盤足浴「足の助」「新・足の助」「元祖・足の助」において、側面ヒーターが発熱し、発煙にいたる恐れがあることが判明したため、全製造ロットを回収することといたしました。当該リコールにかかる費用として、149百万円を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 690,261株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	54百万円
賞与引当金	112百万円
製品保証引当金	137百万円
貸倒引当金	1,092百万円
棚卸資産評価損	647百万円
関係会社株式評価損	1,806百万円
投資有価証券評価損	359百万円
減価償却超過額	18百万円
減損損失	1,366百万円
繰越欠損金	1,741百万円
その他	489百万円
繰延税金資産小計	<u>7,827百万円</u>
評価性引当額	<u>△5,903百万円</u>
繰延税金資産合計	1,923百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21百万円
その他	△87百万円
繰延税金負債合計	<u>△108百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>1,814百万円</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高
子会社	MTG上海	所有 直接100	当社製品の 販売 資金の援助 役員の兼任 債務保証	当社製品の 販売 (注1)	266	売掛金	1
				資金の回収 利息の受取 (注2)	646 2	長期貸付 金 その他流 動資産	— 1
						その他流 動負債	1
子会社	McLEAR	所有 直接80	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	559 37	長期貸付 金 (注3) 長期未収 入金 (注3) その他流 動資産	3,058 126 43

(注1) 価格その他の取引条件については、個別に交渉のうえ、一般取引と同様に決定しております。

(注2) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 子会社への長期貸付金・長期未収入金に対し、3,455百万円(表中の長期貸付金・長期未収入金に対しては2,299百万円)の貸倒引当金を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 有して いる会 社	(株)フォー サイス	-	取締役・ 執行役員 又はその 親族が所 有してい る会社及 びその子 会社	当社製品 の販売 (注)	28	売掛金	3
	(株)ドリー ムスクエ ア	-	取締役・ 執行役員 又はその 親族が所 有してい る会社及 びその子 会社	当社製品 の販売 (注)	21	売掛金	1

(注) 価格その他の取引条件については、個別に交渉のうえ、一般取引と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 959円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56円68銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年11月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案を2022年12月22日開催予定の第27回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細については、連結計算書類「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。